

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム 夏季休暇要綱

平成 22 年 07 月 01 日 制定
平成 22 年 10 月 01 日 改正
令和 4 年 6 月 6 日 改正

本要綱は、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム職員の夏季休暇について定める。

1 実施期間

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで

2 日数

(1) 専任職員

5 日以内（1 日単位）。ただし、実施期間中に傷病休暇、介護休暇、産前・産後休暇、育児休暇、休職等により勤務しない日（週休日を除く。）が 14 日以上のある者については、当該勤務しない日 14 日につき 1 日を 5 日から減じた日数以内とする（別記参照）。

(2) 嘱託職員

ア 週 5 日勤務を要することとされている者

専任職員の例による。

イ 週 4 日勤務を要することとされている者

4 日以内（1 日単位）。ただし、実施期間中に傷病休暇、介護休暇、休職等により勤務しない日（週休日を除く。）が 14 日以上のある者については、当該勤務しない日 14 日につき 1 日を 4 日から減じた日数以内とする（別記参照）。

ウ 週 3 日勤務を要することとされている者

3 日以内（1 日単位）。ただし、実施期間中に傷病休暇、介護休暇、休職等により勤務しない日（週休日を除く。）が 14 日以上のある者については、当該勤務しない日 14 日につき 1 日を 3 日から減じた日数以内とする（別記参照）。

(3) パートタイム職員

7 月 1 日（7 月 2 日以降に任用される者については当該任用される日とする。以下「基準日」という。）から 9 月 30 日までの実施期間中における全勤務日数（勤務を要する日の全ての日数をいい、他の所属における勤務日数も含む。以下同じ。）に応じ、次の表の右欄に掲げる日数以内とする。

| 勤務日数 | 夏季休暇日数(1日単位) |
|------------|--------------|
| 18日以上30日未満 | 1日 |
| 30日以上48日未満 | 2日 |
| 48日以上 | 3日 |

3 取得手続

(1) 専任職員及び嘱託職員

休暇等申請簿により事務局長の承認を得る。

(2) パートタイム職員

休暇等申請簿により事務局長の承認を得る。

4 実施上の留意事項

あらかじめ計画表を作成し、職務に支障がないよう計画的に実施する。なお、計画的な取得とともに、健康保持のためなるべく連続した休暇となるよう、また、週休日や年次休暇と組み合わせて連続休暇とするなど配慮をお願いする。

別記

専任職職員及び短時間勤務職員（週 5 日勤務を要することとされている者に限る。）の夏季休暇日数

| 勤務しない日数 (休日を含む) | 勤務日数 | 夏季休暇日数 |
|--------------------|---------|--------|
| 0日～13日 | ～53日 | 5日 |
| 14日～27日 | 52日～39日 | 4日 |
| 28日～41日 | 38日～25日 | 3日 |
| 42日～55日 | 24日～11日 | 2日 |
| 56日～66日 | 10日～ 1日 | 1日 |

短時間勤務職員（週 4 日勤務を要することとされている者に限る。）の夏季休暇日数

| 勤務しない日数 (休日を含む) | 勤務日数 | 夏季休暇日数 |
|--------------------|---------|--------|
| 0日～13日 | ～40日 | 4日 |
| 14日～27日 | 39日～26日 | 3日 |
| 28日～41日 | 25日～12日 | 2日 |
| 42日～53日 | 11日～ 1日 | 1日 |

短時間勤務職員（週 3 日勤務を要することとされている者に限る。）の夏季休暇日数

| 勤務しない日数 (休日を含む) | 勤務日数 | 夏季休暇日数 |
|--------------------|---------|--------|
| 0日～13日 | ～27日 | 3日 |
| 14日～27日 | 26日～13日 | 2日 |
| 28日～40日 | 12日～ 1日 | 1日 |

* 上記の表中「勤務しない日数（休日含む）」とは、実施期間中に傷病休暇、介護休暇、産前・産後休暇、育児休業、退職等を承認された期間中に休日がある場合には、当該休日は勤務しない日に含めることをいう。